

旅行業法施行令の一部を改正する政令案 参照条文 目次

○ ○	
旅行業法施行令（昭和四十六年政令第三百三十八号）	（抄）
旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）	（抄）
	1

○ 旅行業法施行令（昭和四十六年政令第三百三十八号）（抄）

（手数料）

第四条（略）

2 法第二十二條第二項の規定により納めなければならない手数料の額は、次の各号に掲げる試験の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 総合旅行業務取扱管理者試験 六千五百円
 - 二 国内旅行業務取扱管理者試験 五千八百円
 - 三 地域限定旅行業務取扱管理者試験 五千五百円
- 3・4 （略）

○ 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）（抄）

（旅行業務取扱管理者の選任）

第十一条の二 旅行者又は旅行者代理業者（以下「旅行者等」という。）は、営業所ごとに、一人以上の第六項の規定に適合する旅行業務取扱管理者を選任して、当該営業所における旅行業務に関し、その取引に係る取引条件の明確性、旅行に関するサービス（運送等サービス及び運送等関連サービスをいう。以下同じ。）の提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な国土交通省令で定める事項についての管理及び監督に関する事務を行わせなければならない。

2・5 （略）

6 旅行業務取扱管理者は、第六条第一項第一号から第六号までのいずれにも該当しない者で、次に掲げるものでなければならない。

一 本邦内の旅行のうち営業所の所在する市町村の区域その他の国土交通省令で定める地域内のもののみについて旅行業務を取り扱う営業所にあつては、次条の規定による総合旅行業務取扱管理者試験、国内旅行業務取扱管理者試験又は地域限定旅行業務取扱管理者試験（当該営業所の所在する地域に係るものに限る。）に合格した者

二 本邦内の旅行のみについて旅行業務を取り扱う営業所（前号の営業所を除く。）にあつては、次条の規定による総合旅行業務取扱管理者試験又は国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者

三 前二号の営業所以外の営業所にあつては、次条の規定による総合旅行業務取扱管理者試験に合格した者

7・10 （略）

（旅行業務取扱管理者試験）

第十一条の三 旅行業務取扱管理者試験は、旅行業務取扱管理者の職務に関し必要な知識及び能力について観光庁長官が行う。

2 旅行業務取扱管理者試験は、総合旅行業務取扱管理者試験、国内旅行業務取扱管理者試験及び地域限定旅行業務取扱管理者試験の三種類とす

る。

3 5 (略)

(手数料)

第二十二條 (略)

2 第十一條の三第一項の旅行業務取扱管理者試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数を納めなければならない。

3 (略)

(指定)

第四十一條 観光庁長官は、次に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条各号に掲げる業務の全部について適正な計画を有し、かつ、確実にその業務を行うことができることと認められるときは、この章に定めるところにより同条各号に掲げる業務を行う者として、指定することができる。

一 六 (略)

2 観光庁長官は、前項の指定をしたときは、その指定した者(以下「旅行業協会」という。)の名称、住所及び事務所の所在地並びに第四十八條第一項の観光庁長官の指定する弁済業務開始日を官報で公示しなければならない。

3 4 (略)

(試験事務の代行)

第六十九條 観光庁長官は、申請により、旅行業協会に第十一條の三の規定による旅行業務取扱管理者試験の事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 10 (略)